

## うるま市立みほそ第二小規模保育事業所 重要事項説明書

### 1. 事業の目的

入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、豊かな人間性を持ち「生きる力と喜び」を感じられる子どもを育成すると共に児童福祉を積極的に推進し、地域に開かれた福祉施設として、家庭支援、地域支援を行う。

### 2. 運営方針

- ・入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行う。
- ・利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

### 3. 当園の概要

法人種別	公営小規模保育事業所
名称	うるま市立みほそ第二小規模保育事業所
所在地	沖縄県うるま市石川439番地2（うるま市立石川中学校内）
事業開始年月日	令和6年4月1日
所長氏名	佐次田 麻希
利用定員	18人
実施する事業の種類	延長保育、障がい児保育等
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年3度実施し、保育内容の向上に努めています。

### 4. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～土曜日	7時～18時	保育標準時間 7時～18時  保育短時間 8時～16時	18時～19時 (月曜日～金曜日)  保育短時間 16時～18時	・日曜日 ・祝祭日 ・慰霊の日 (6/23) ・年末年始 (12/29～1/3)

※延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要。

## 5. 職員体制

職員	所長	主任 保育士	保育士	保育補助	調理員
人数	1名	1名	7名	1名	2名

## 6. 職員の職種、人数及び職務の内容

保育の実施に当たり配置する職員の職種、人数及び職務内容は、次の通りとする。但し利用乳幼児の受入状況により、人数が変動する場合は有り得る。

### (1) 所長 1名

所長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

### (2) 主任保育士 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、所長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

### (3) 保育士 7名

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

### (4) 保育補助 1名

保育補助は、保育士の補佐をしながら環境整備等の業務も行う。

### (5) 調理員 2名

調理員は、栄養士及びそれに準拠した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

## 7. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年2月 厚労省）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられ豊かな人間性をもち育ちゆくよう援助していきます。

### (2) 健全な心身の発達

子どもが健康で安全で情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動出来る様、心身の発達を図る。

### (3) 子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育所を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

## 8. 給食等について

### (ア) 提供方針

乳幼児期の食事は子どもの体をつくり、心を育て「生きる力の基礎を培う」ものであり、手作りで安全な給食を提供していく事に努める。

うるま市の栄養士による献立を基に給食提供を行います。

旬の野菜、果物、魚などを使った季節感のある献立にし、(行事食、沖縄料理)さまざまな食材、調理方法により子どもの味覚体験を広げてゆくと共に、バランスのよい食事で健やかな成長や健康増進を図ります。

### (イ) 提供方法

自園調理

### (ウ) 昼食・おやつ

保護者の方へは、月末に翌月の献立表をお配りします。

### (エ) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上、除去するなどの対応をいたします。

適切なアレルギー対応をするために、除去食を行う利用乳幼児においては医師による「アレルギー検査表、指示書」の提出を義務づけております。

(例) 卵・牛乳・そばなど・・・

### (オ) 衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ届出します。

水質検査を年1回実施します。

調理師及び担当保育士は、毎月検便を行います。

## 9. 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。

月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

## 10. 当園の利用に際し留意していただきたいこと

(1) 登園、降園の際には登降園時刻を記録簿に記入してください。

(2) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合は朝9:00までにご連絡願います。

(3) 毎朝の体温等の確認

登園時に必ず検温や健康状態等の確認を行い記録簿への記入を行ってください。尚、体調不良の場合は担任等へ引継をお願いいたします。

(4) 感染症について

麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園させてください。なお、登園する場合は、医師発

行の「完治証明書」を提出してください。(学校保健法に基づき対応致します。)

(5) 発熱している場合について

登園後37.5度以上ある場合はご父兄に電話連絡致します。

尚、子どもの健康状態を見て(ぐったりしている、食欲がない、水分を取らない等)により個別の対処、対応を行います。

医師の指示により、治療のため薬の処方が必要とした場合に限り、保護者の承認を得て投薬を行うことができます。与薬票を提出してください。

1.1. 健康診断について

(1) 健康診断・歯科検診

年2回、嘱託医による検診を行います。検診結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

(2) 身体測定

毎月7日迄に身長・体重の測定を行います。結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

※その他、乳幼児の日頃の様子で心配なことがありましたらご相談ください。

1.2. 保育料

(1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いいただきます。

※原則として口座振替

(2) 延長保育料

(ア) 延長保育料単価

1時間300円 月割は一人3,000円

※4項目にて利用時間記載

(イ) 徴収の方法

月末に職員へ現金払い

1.3. 利用の開始及び終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- ・園児の保護者から当園の利用取り消しの申し出があったとき
- ・市が、当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

#### 14. 賠償責任保険の加入

(1) 保険会社 独立行政法人日本スポーツ振興センター

(2) 保険の種類

保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他
保険事故 (内容)	施設内で発生した死亡・後遺障害及び給食に係る身体賠償

#### 15. 嘱託医

(1) 内科

名称	石川医院
医院長名	石川 隆夫
所在地	うるま市石川2-21-5
電話番号	098-964-3049

(2) 歯科

名称	幸一デンタルオフィス
医院長名	伊波 幸一
所在地	うるま市石川1-47-26
電話番号	098-965-7171

#### 16. 緊急時の対応方法

・お子様の急な病気(発熱やケガ等)の時には保護者へ連絡します。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承願います。

(3) 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)	うるま市消防署 令和 6年 4月 1日届出	
届出書	防火管理者	氏名 佐次田 麻希
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。	
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯	
避難場所	第一避難場所 南栄区公民館前 芝生	広域避難場所 うるま市立伊波小学校

当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。  
訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うものとする。

- ★台風警報発令 台風時、沖縄本島に暴風警報が発令された場合は臨時休園になります。
- ★津波、地震における避難場所（上記参考）

#### 17. 虐待防止のための措置

利用乳幼児の人権擁護及び虐待防止を図るために、必要な体制整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

#### 18. 記録の整備

保育の実施にあたっては保育計画、提供した保育に係る記録、保護者からの苦情等の記録、事故の状況及び事故に際して行った措置に対する記録整備を行っています。

#### 19. 守秘義務のための措置について

当園の職員及び職員であった者が知りえた個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

#### 20. 個人情報について

園だより等に記載した写真は閲覧以外での使用はしないでください。

また、園行事などの際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っているものはSNS等に掲載しないでください。

#### 21. 要望・苦情に関する相談窓口

##### (1) 受付担当者

氏名 金城 理恵（役職 主任）

##### (2) 解決責任者

氏名 佐次田 麻希（役職 所長）TEL 098-964-1633

##### (3) 第三者委員

氏名 伊集 朝俊（役職 うるま市行政相談委員）

氏名 山城 博志（役職 学校教育アドバイザー）

氏名 上門 はるみ（役職 うるま市教育委員）

##### (4) 受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます